



GOVERNMENT OF INDIA

インド通信・情報技術省 電子機器・情報技術局 (DeitY)



ELECTRONICS INDIA
Billion Needs Million Chips

ELECTRONICS e-NEWSLETTER

... For Electronics System Design & Manufacturing (ESDM) Sector

Year 3 | Vol. 21: July 2013

- First Approvals of MSIPS
- Policy for Providing Preference to DMEG being reviewed
- Hon'ble MCIT leads a delegation to Israel
- Relaxation to units having submitted products for testing

編集長より



読者の皆様,

電子機器のシステム設計・製造を促進する観点でみると、複数の象徴的な動きがあった 7 月は特別な月になりました。例えば、改訂特別奨励パッケージスキーム(M-SIPS)が 3 つのプロジェクトに対し承認されました。また、3 件のグリーンフィールドの電子製造業クラスター案件 (EMCs) が同認定委員会から基本承認を受けたこと、更に、強制認証に係る登録義務が 2013 年 7 月 3 日より発効したこと、そして複数の電子機器製品に対して輸出奨励策が適用されるようになったことが挙げられます。

M-SIPS については、サムスン、ボッシュと言う著名な企業その他、ノイダに立地する零細中小企業 (MSME) に対して付与されましたが、これらはさきがけであり、8 月 6 日に予定される認定委員会では更なる承認案件が出てくることを見込まれています。

今般、基本承認を受けた 3 件の EMCs のうち 2 件は州政府の産業開発公社が主導するもので、具体的にはアンドラプラデシュ州産業インフラ開発公社、今一つは タミルナード州産業開発公社と民間企業 GMR 社の合併事業でホスールに設置申請された EMC 案件です。基本承認を受け 3 案件は、今後 3 カ月かけて事業計画書の詳細を詰め、最終承認に向けて投資を動員してゆきます。これらの EMCs はインド国内における新たな電子産業活動の中核拠点となる可能性を持っています。8 月に開催予定のクラスター認定委員会により、更に数件の EMCs が承認を取得できるものと見込んでいます。

「2012 年電子機器・IT 機器 (強制認証の要求) 命令」が正式に発効したことはインドにおける電子機器の基準認証に歴史的な変革をもたらしました。当初 4 月の導入を予定していた訳ですが、登録手続きが速やかに行われず、DeitY は 3 カ月間の猶予を決定し、既に認定検査機関にサンプルを持ち込んだ企業に対しては暫定登録の認定書を発給しました。いずれにせよ本スキームが正式に動き出したことを DeitY よりお知らせ申し上げます。

重点品目スキームの延長で、今月選定された製品の動きも 7 月の話題に花を添えました。商工省が取り組む外国貿易政策における同スキームの対象を電子機器製品に拡大していることを心から歓迎したいと思います。同省商業局ならびに外国貿易総局がその必要性を認識してくれたことにお礼を申し上げたいと思います。

8 月以降も今月と同様に電子機器分野においてより良い環境が整ってゆくことを期待したいと思います。8 月 15 日はインドの独立記念日で祝日です。皆様良い祝日をお過ごし下さい!

電子機器・情報通信局長

アジャイ・クマール (Dr. Ajay Kumar)

• First Approvals of MSIPS

• Status of Grant of Interim Extension under CRS

初の改訂特別奨励パッケージスキーム(M-SIPS)認定



Hon'ble MCIT handing over the MSIPS approval letters to applicants

カピル・シバル通信 IT 相兼法相は、7月12日、96.1億ルピーにおよぶ投資案件に政府の財政支援を充当する改訂特別奨励パッケージスキーム(M-SIPS)の適用を申請していた在インド企業ならびに業界団に、これを承認する旨を記した認定書を授与しました。内容の詳細は以下のとおりです。

- (i) サムスン・インド・エレクトロニクス社が申請したスマートフォン製造に関わる 40.6 億ルピーの投資案件。同案件は今後 6 ヶ月間に実行される見込みです。
- (ii) ボッシュ・オートモティブ・エレクトロニクス社が申請した、バンガロールにおけるエンジンシステム、ブレーキシステム、車体制御に関わる電子制御部品製造プロジェクト 54.4 億ルピーに対するもので、プロジェクトは今後 3 年以内に実行される見込みです。
- (iii) サハラ・エレクトロニクス社が申請した 11.1 億ルピーを投じる LED ライト製造案件。同プロジェクトは今後 5 年以内に実行されます。

認定書授与式に臨み、シバル大臣は「製造業の活性化にとっていずれも重要なプロジェクト。政府は、雇用機会の増強、最新技術の導入に力を入れ、製品の国内外への供給を実現するべく努力している。改訂特別奨励パッケージスキーム(M-SIPS)の適用承認がこのような短期間でなされたことは、今後のインドにおける電子機器・システム設計製造(ESDM)への投資を助長する意味で良い環境を醸成できるものと考えて」と述べました。

M-SIPS は投資側からの受けが良く、これまでに 460 億ルピーにのぼる投資案件からの申請を受けており、査定が進んでおります。申請案件を見ると 45 億ルピーが家電製品製造、41 億ルピーが携帯デバイス、177 億ルピーがテレコム製品、31 億ルピーが LED 及び製品、4.5 億ルピーが電子部品、61 億ルピーが車載電装品、4 億ルピーが発電関連、21 億ルピーが軍事電子製品、75 億ルピーが半導体製造の ATMP (assembly-test-mark-pack) 関連となっています。

Status of Grant of Interim Extension under CRS

強制認証制度 (CRS) における 15 品目の暫定的登録期限延長措置によって、2013 年 7 月 26 日までに 471 件の登録申請が DeitY に寄せられました。申請案件の検査の結果、DeitY は 332 件について 7 月 26 日付け延長命令を発給しています。その他の案件については検査を進めています。

	状 況	件 数
1	インド基準局 (BIS) に提出された申請件数	250
2	インド基準局 (BIS) から承認された件数	8
3	DeitY が受領した延期要請件数	471
4	DeitY が発給した延期命令件数	332

DeitY が発行した延期命令の写は、DeitY のウェブサイト毎日更新し掲載されています。
<http://deity.gov.in/content/interim-extension-issued-deity-under-crs>.
 より詳細の情報については DeitY 上席課長 Mr.Arun Sachdeva (asachdeva@deity.gov.in) までお願いいたします。

● Hon'ble MCIT leads a delegation to Israel

● Policy for Preference to DMEG being reviewed

カピル・シバル通信 IT 相がイスラエルを訪問

カピル・シバル通信 IT 相は、2013 年 6 月 15 から 18 日、代表団を率いてイスラエルを訪問し、インドの電子機器・システム設計製造 (ESDM) 分野に対して、イスラエル企業の投資拡大を呼びかけました。代表団には、J. サトヤナラヤナ電子機器・情報技術局 (DeitY) 次官、CertIn 社 DG のグルシャン・ライ博士、アジャイ・クマール DeitY 局長、DoT の DDG であるラム・モハン通信局 (DoT) 部長補、B.B. カウラ DoT 局長、ディーパック・シャルマ DeitY 課長などがメンバーとして参加しました。

代表団は、ヤイル・ラピッド財務大臣と会談し、インドとイスラエル両国から各々100-500 万ドルを出資するイノベーションファンドの立ち上げについて議論しました。対象となる分野は、サイバーセキュリティ、医療電子機器、農業機器、ヘルスケアのほか、教育、e コマース。代表団は滞在中、ギラッドエルダン通信大臣とも会談。このファンド設立について議論を具体的に進めるために、インド・イスラエルで共同の作業部会を立ち上げ、将来のための技術研究所設立の可能性についても意見交換しました。またシバル大臣からナフタリ・ベネット産業経済大臣に対しては、インドへのビジネス視察団派遣が要請され、これに対しベネット大臣は 2013 年第 4 四半期中に派遣する意向が伝えられました。

2013 年 6 月 16 日、インド・イスラエル関係に関するセミナーが、テルアビブの見本市会場で開催されました。会場にはイスラエルの IT 企業が 100 社以上参加し、イスラエルのイノベーションとインドの産業の融合、つまりインドとイスラエルが補完し合って、ソフトの部分 (イスラエルのイノベーションと IP) を、ハードである製品に吹き込み、市場であるインド、南アジア、アフリカにどうやって販路を拡大させていくことができるかについて議論しました。インド情報通信技術省は、起業家がインドで起業できるよう、能力開発プログラムも用意、さらに両国のための研究開発基金も支援すると発表しました。また、エレクトロニクスとソフトウェア産業団体である NASSCOM、MAIT、IESA がイスラエル側の関連団体と協議し、具体的な B2B コラボレーションをどのように進めていくか意見交換しました。

また、代表団は多国籍企業の CEO が参加する個別面談も行いました。ラン・コーエン社長とイスラエル・アジア商工会議所 (IACC) のアナット・バーンスタイン・ライヒ氏との面談では、電子機器・情報技術局内にイスラエル企業のビジネス支援デスク設置や、IACC のデリー拠点開設の検討などが議論されました。また、Lahav 社 CEO のウディー・アハロニ氏との面談では、インドでの起業支援を目的にテルアビブ大学に特別プログラムを設立することについて言及がありました。今回の訪問が、エレクトロニクス分野でインドとイスラエルの間の協力の礎となると期待されます。

国産エレクトロニクス製品優遇策を見直し

国産エレクトロニクス製品優遇策 (PMA) に関する会議が 2013 年 7 月 5 日に首相府で開催されました。実施に向けた様々な問題、PMA の現在の規定や政府調達における PMA に関する各種通知伝達手法、安全保障関連製品における PMA との関係、さらにセキュリティ関連製品の取り扱いに対する代替的アプローチの是非について、詳細な議論が行われ、次のように合意されました。

- i. PMA ポリシーの全体に亘って修正、再審議。
- ii. PMA における全体的な方針を、再調整後閣議に提出。
- iii. PMA 政策の修正案の見直しが終了まで、安全保障関連製品の認証通知の発給停止。
- iv. 修正提案は、プロジェクト、製品、分類などの詳細なセキュリティ基準、セキュリティ認証の代替となる技術方式、国内技術評価能力増強のためのロードマップのなどの条項を盛り込む。
- v. 安全保障関連産業分野での PMA の修正提案には、国産品優遇要件や国産率などの製造要件は含まない。
- vi. 修正提案は、PMA 政策における全ての通達を集中化情報センターメカニズム方式で提供する。
- vii. 国家安全保障会議事務局は、関連の製品、プロジェクトや分類で使われる“安全保障”を定義付けする。
- viii. 電子機器・情報技術局 (DeitY) は 4 週間以内に、修正法案を閣議に提出する。

- Relaxation to units having submitted products for testing
- SFC approval for Standards obtained

RoHS facility at C-MET, Hyderabad dedicated to the Nation



Hon'ble MoSC&IT inaugurating the RoHS testing facility

通信 IT 省のクルパラニ・キリイ国務大臣は、2013年4月27日、ハイデラバードの電子機器技術部材センター（C-MET）内に設置された規制有害物質（RoHS）適合検査施設の完成式典に出席しました。

今般 C-MET 内に完成した実験施設は、最初で唯一の政府保有の RoHS 適合検査施設で、化学物質分析のための ISO 17025:2005 に則り、国家検査測定委員会(NABL)によって公認されています。この実験施設には、電子分散 X 線蛍光分光計(EDXRF)、原子吸収分光計(AAS)、冷却蒸気(CV) AAS, 電気誘導プラズマ集合分光計(ICPMS)、イオンクロマトグラフィー(IC)、そして紫外線可視分光計 (UV-Vis.)などの、サンプル検査のための最新技術を配備しています。インドの産業界は環境に配慮したモノづくのためにこうした施設を利用可能です。

政府政策の詳細については是非以下の Web からご参照下さい。

ESDM page on

www.deity.gov.in/esdm

検査に製品を提出した者への規制緩和

電子機器・情報技術局（DeitY）は、公認検査機関に対し、製品検査のためにサンプルを提供し、「2012年電子機器・IT機器（強制認証の要求）命令」に基づいた検査・登録義務を履行した者に対し、暫定的な登録期限延長措置を承認しました。

DeitY が発行した通達では BIS の認定検査施設に対し、検査のための製品を提出した製造者が、テスト結果が手元に地届いていない場合、2013年7月4日以降、追加料金無しで登録期限の延長が認められることになっています。

通達の詳細は以下のウェブ際を参照ください。
www.deity.gov.in/esdm

SFC が強制認証制度の履行基準を承認

2013年6月11日に開かれた常設財務委員会(SFC)（議長：DeitY次官）は、「2012年電子機器・IT機器（強制認証の要求）命令」を履行するための開発・指示基準を示したスキーム案を承認しました。

同委員会は、DeitY局長、標準検査品質認証機構（STQC）の部長、計画委員会代表者から構成されています。

同スキームはSFCの基準に沿うべく、財務承認取得のための申請は、SFCの勧告に基づき準備されました。申請総額は4億7,980万ルピーで、提案されたプロジェクトの期間は5年間です。

このスキームの目的は、国家電子産業政策（NPE）に基づき、「品質管理のインフラを国全体で強化するために、電子機器の基準と認証を開発し義務化するための組織立った機構を作り出すこと」です。取組みは以下の6つの構成要素からなります。

- A. 啓蒙と情報発信
- B. ポータルの構築と管理
- C. 実験施設の支援
- D. サンプルングと回収のメカニズム
- E. 管理メカニズム
- F. 改良 / 基準の開発 / 規制

SFCの勧告に基づき、DeitYは適格な機関による承認の枠組みを作っています。これは2013年8月中に完成の見込みです。

またSFCは、とりわけ検査機関における安全な電子機器の検査体制を構築するための支援構築について勧告しています。

本件についての詳細は、DeitYのアルン・サチデヴァ上席課長にコンタクトしてください。(Email: asachdeva@deity.gov.in).

- More ESDM products to get Focus Product Scheme Benefits

より多くの ESDM 製品が重点製品政策の利益を享受

外国貿易総局 (DGFT) は、ハンドブック (Vol. I) (付録と輸出入ライセンス (Aayat Niryat Forms) の様式および 2009-2014 の外国貿易統計) に記載している手順を改正しました。その他の項目に以下の製品を付録 37D (製品計画) の表 1 に追記しました。2013 年 8 月 15 日よりの発効となります。(2013 年 7 月 10 日付け公示 No.19 (2013) 2009-14 参照)

FPS Sl. No.	HS コード	種 類
925	90132000	レーザー (レーザーダイオードを除く。)
936	902140	補聴器 (部分品及び付属品を除く。)
937	90215000	心筋刺激用ペースメーカー (部分品及び付属品を除く。)
938	90221200	コンピューター断層撮影装置
939	90221300	その他のもの (歯科用のものに限る。)
940	90221900	アルファ線、ベータ線またはガンマ線を使用する機器 (放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用または獣医用のものであるかないかを問わない。)
954	902730	分光計、分光光度計および分光写真器 (紫外線、可視光線または赤外線を使用するものに限る。)
956	90278040	核磁気共鳴器具
957	902790	マイクロトーム並びに部分品および付属品
958	90301000	電離放射線の測定または検出用の機器
959	90302000	オシロスコープとオシログラフ
960	90303100	マルチメーター (記録装置を有しないもの)
961	90303340	頻度測定装置
962	90303900	その他のもの (記録装置を有するもの)
963	90304000	遠隔通信用に特に設計したその他の機器 (例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計および雑音計)
964	90308200	その他の機器: 半導体ウェハまたは半導体デバイスの測定用又は検査用の機器
965	903089	その他の機器: その他の器具と装置
966	903090	部分品および付属品
967	90303330	容量計
980	852110	磁気テープ式のもの (ビデオの記録用または再生用の機器)
981	852190	その他のビデオの記録用または再生用の機器
982	85261000	レーダー
983	852691	その他のもの: 航行用無線機器
984	85269200	無線遠隔制御機器
985	85407100	磁電管
986	85407900	その他のマイクロ波管 (例えば、クライストロン、進行波管およびカルシノトロン) 格子制御式管
987	85408100	受信管および増幅管
988	85408900	その他のもの: その他の管

すべての製品に補助金は考慮されません。また、実効レートは 2% です。詳細については以下のアドレスを参照ください。
<http://dgft.gov.in>.

- Updated list of Brownfield EMCs
- Online filing of registration requests gaining popularity

電子機器製造ブラウン・フィールドのクラスターリスト

DeitY 公表した電子機器製造ブラウン・フィールドクラスター（7月24日時点）は以下の通り

番号	州	ブラウンフィールド EMC に対する MSIPS	クラスター ID
1	カルナータカ	バンガロール、トゥムクル県	KK-1
2	カルナータカ	マイソール県	KK-2
3	マディヤ・プラデシュ	デバス、インドール、ダハール県	MP-1
4	マディヤ・プラデシュ	ポパール県	MP-2
5	ウッタル・プラデッシュ	ノイダ、グレーターノイダ地区	UP-1
6	パンジャブ	モハリ、グレータモハリ地区	PB-1
7	ポンディシェリー	ポンディシェリー直轄区	PD-1
8	西ベンガル	コルカタ県	WB-1
9	西ベンガル	ハルディア地区	WB-2
10	西ベンガル	カラグプール地区（ミドゥナポール～カラグプール地区）	WB-3
11	西ベンガル	ドゥラガプール地区（アサンソル～ドゥルガプール地区）	WB-4
12	西ベンガル	シリグリ地区（シリグリ～ジャパイグリ地区）	WB-5
13	西ベンガル	ハウラー地区	WB-6
14	アンドラ・プラデシュ	ハイデラバード地区、ランガ・レディ、メダック	AP-1
15	アンドラ・プラデシュ	ネロール、チットウール	AP-2
16	アンドラ・プラデシュ	ヴィシャカパトナム地区	AP-3
17	アンドラ・プラデシュ	クリシュナ地区	AP-4
18	タミル・ナドゥ	カンチープラム地区	TN-1

詳細情報は www.deity.gov.in/esdm にてご覧になれます。さらに情報が必要な場合は、電子機器製造クラスタースキーム主担当のラジニーシュ・アグラワル DeitY 部長にお問い合わせください (Email: ragarwal@mit.gov.in)。

BIS 規格の強制認証制度(CRS) への認識を高めるプログラム

7月23日ハイデラバードにて BIS 規格の強制認証制度(CRS) への認識を高めるワークショップがアンドラ・プラデシュ商工会議所 (FAPCCI) 主催で開催されました。電子機器・情報技術局 (DeitY) は強制認証制度(CRS) への認識を高めるプログラムをインド全土での開催を予定しており、これは9つ目のワークショップでありました。ア Nil・チャウラ DeitY 部長、アシャ・ナンギア DeitY 部長補は、強制認証制度(CRS) とその施行について、参加者と情報交換を行いました。参加者からの質問は、主に商品・コンポーネントが通達に該当するか否かについてのもが多くありました。詳細の質疑応答内容は DeitY のウェブサイトからご覧いただけます。 www.deity.gov.in/esdm

オンライン登録利用者が増加

情報通信や電子機器においては、電子機器・情報技術局が設置したポータル(www.electronicstds.gov.in) においてオンライン・アプリケーションによる強制認証制度(CRS) への登録が可能になっています。登録のためのアプリケーションをオンライン・ポータル上で行うことが、多数のユーザーから好まれています。これまで 79 ユーザーが 100 以上のアプリケーションをオンライン上で登録申請していることが確認されています。

ポータルの利活用について、さらに情報が必要な方は マニッシュ・バシタ担当官までお問い合わせください。(Email: manish.vashistha@deity.gov.in)。

• Status of EMC Applications

• Status of MSIPS Applications

電子機器製造集積スキーム（EMC）申請状況（2013年7月27日時点）

グリーンフィールドの EMC 申請の受領状況は以下のとおりとなっています。

#	申請者	集積予定地	面積 (エーカー)	費用概算 (1000 万ルピー)	状況
1	アンドラプラデシュ産業インフラ 公社	ercity ハイデラバード	602.36	552.81	基本承認発給
2	アンドラプラデシュ産業インフラ 公社	マヘシュワラム	310.15	342.91	
3	Raaga Mayuri Builders Pvt. Ltd.	アンドラプラデシュ州プタ ンドディビレッジ県メホブ ブナガル	125	125.00	評価前段階
4	アンドラプラデシュ産業インフラ 公社	パルワダ ヴィシャカパトナ ム	100.10	114.00	評価初期段階
5	GMR Infrastructure Ltd	タミル・ナドゥ州ホスール	527.08	549.50	基本承認発給
6	ELCINA, Electronics Manufacturing Cluster Pvt. Ltd	ラジャスタン州ピワディ	100.70	198.64	評価前段階
7	マドゥヤ・プラデシュ州エレクト ロニクス開発公社	ボパール	50	21.61	評価前段階
8	マドゥヤ・プラデシュ州エレクト ロニクス開発公社	ジャバルプール	40	42.70	評価初期段階
9	ハリヤナ州産業インフラ開発公社	ロタック	108	NA	NA
10	ELCIA, ESDM Pvt. Ltd.	バンガロール (For common facility centre)	1.167	85.15	基本申請書受領

詳細情報については EMC スキームの担当官 Mr.Rajneesh Agrawal, DeitY 課長 (Email: ragarwal@mit.gov.in) もしくは Mr. Sanjay Koul, DeitY 審議官 (Email: sanjay.koul@nic.in) までご連絡ください。

DeitY のウェブから検査機関の業務過密度がご覧いただけます

強制認証制度（CRS）における検査機関の業務過密度が DeitY のウェブ www.deity.gov.in/esdm から ‘Weekly Status of Workload of Labs Under CRS’ のタイトルの下ご覧いただけます。このデータが公共に供されることで検査機関でかかる時間などより透明性が確保されるようになりました。各検査機関からの報告によれば 2013 年 7 月 22 日時点での業務過密度は下表のとおりとなっています。

検査機関名	月間業務許容件数 (件)	業務在庫件数 (件)	CRS による検査報告件数 (件)
Electronic Regional Test Laboratory (北部)	35	186	111
Electronic Regional Test Laboratory (東部)	35	7	4
Electronics Regional Test Laboratory (西部)	35	170	102
ETDC (バンガロール)	35	115	86
UL India Pvt. Ltd. バンガロール	NDR	NDR	NDR
TUV Rheinland (India) Pvt. Ltd. バンガロール	NDR	NDR	NDR
Intertek India Pvt. Ltd. ニューデリー	NDR	NDR	NDR
Conformity Testing Labs Pvt. Ltd. ニューデリー	50	115	51
Bharat Test House Pvt. Ltd. ハリヤナ州ソニパット	NDR	NDR	NDR

(NDR: データ未受領)

免責: 提示されるデータは、それぞれの研究室が自主的に入力しているもので数値に動きがあります。

• Additional Clarifications regarding Compulsory Registration Order, 2012

強制認証制度(CRS) にかかる補足説明

電子機器・情報技術局 (DeitY) は、2012 年電子機器・IT 機器 (強制認証の要求) 命令」により、15 品目の電子製品について強制認証を課しました。このたび、産業界から上がってきた様々な問い合わせを踏まえ、技術諮問委員会から以下の通り補足説明がありました。

- ATM の紙幣供給装置 および ATM の紙幣循環・貯蓄装置または ATM 本体は強制認証の対象外です。
- トランスコーダーは、圧縮を用いない IP ネットワークによりコンテンツを配信します。また当該デジタルプラットフォームは、映像・画像・音声およびデータを、圧縮フォーマットを用いずにそのまま配信ためにネットワークを使用します。従って、トランスコーダーは通信機器であり、強制認証の対象外となります。
- 電子データ用・映画用・会議用プロジェクター等は、映像投影機器であり、自動データ処理機として強制認証の対象となります
- コンピューターネットワークに接続する記憶装置は、自動データ処理機として強制認証の対象となります。
- HD メディアプレーヤーは、ホームシネマ・シアターPC による音声や映像を再生するためのハードウェア・ソフトウェア格納装置です。この装置は外部のハードドライブとして、または別のコンピューター無しにメディアファイルを再生するために使用されます。従って、これは自動データ処理機として強制認証の対象となります
- オールインワンのコンピューター・ワークステーション・シンクライアントは、構造上の違いからデスクトップや個人用端末としては扱われないことから、自動データ処理機として強制認証の対象となります

以上の補足説明およびその他関連事項に対する回答については、電子機器・情報技術局のウェブサイト www.deity.gov.in/esdm の FAQs で参照できます

改訂版特別奨励パッケージスキームの申請状況

2013 年 7 月 29 日時点の同パッケージスキームの申請状況は以下の通りです。:

#	分野	投資金額	承認件数
1	家電製品	450	Nil
2	携帯機器	6744	406
3	通信機器	1770	NIL
4	LED・LED 製品	310	11
5	電子部品	45	NIL
6	自動車電装部品	610	544
7	電力機器	40	NIL
8	戦略電子装置	210	NIL
9	半導体	750	NIL

(単位: 1,000 万ルピー)

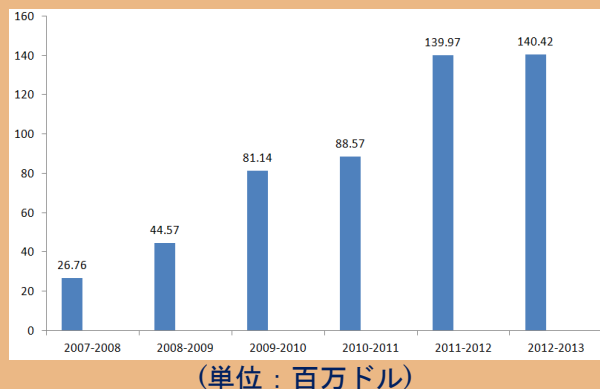
- 投資金額総額は 約 1,092 億 9,000 万ルピー です
- 申請受理件数は 17 件です。

インドの輸出 (HS Code 900110)

東及びケーブル光ファイバー輸出先 トップ5

2007-2008	2008-2009	2009-2010
中国	中国	中国
サウジアラビア	ナイジェリア	サウジアラビア
ドイツ	オランダ	英国
スウェーデン	タイ	シンガポール
タイ	フィンランド	ドイツ

2010-2011	2011-2012	2012-2013
中国	中国	中国
英国	英国	ナイジェリア
サウジアラビア	ブラジル	ドイツ
ブラジル	サウジアラビア	米国
アラブ首長国連邦	米国	英国



自動車用電子機器の技術評価委員会(TEC)推薦のタイムライン固まる

電子機器・情報技術局(DeitY)は、改訂特別奨励パッケージスキーム(M-SIPS)スキームのもと、15日以内に推薦を完了するよう全ての技術評価委員会(TEC)に指示しました。本件へは、TEC担当のDeitY代表者が責任を持ちます。必要なガイドラインは2013年7月10日付指令の通り発行済みです。上述の指令コピーは、www.deity.gov.in/esdmでも入手可能です。TEC推薦に遅れが見込まれるM-SIPS申込者は、本件に関して、関連の担当官に直接ご連絡下さっても結構です。

ESDMにおける情報発信必要性の評価研究

インド政府は、電子機器のシステム設計・製造(ESDM)が成長の鍵となる分野であると認識し、政府によって施行されている各種のイニシアチブに関して一層理解してもらうため、当該分野の投資促進に関連する全ての利害関係者とともに情報発信の必要性に関する評価研究を実施することを決定しました。このコミュニケーション(情報発信)の目的は、全ての利害関係者にESDM分野の課題や機会を普及啓蒙することです。また、電子製品の一流のグローバルブランドとして「Made in India」を確立し、ESDM分野の目的地としてインド自体をブランド化することも意図されています。

本研究は、2012年5月にACニールセン社に委託され、17週間かけて実施されました。最終報告書は2013年2月に提出されました。本研究の主な提案は以下の通りです。

現 状

- ESDMの啓蒙に関する現状は、断片的です。インドにおける電子製造業の全体像を作り上げるための主要構成部分に対する「共通理解」が欠けています。本産業界を取り巻く一般的な環境は、基礎的な眠っている可能性についてやや肯定的で、体系的に開始できることを助ける「マクロ環境」の支援システムを待っています。
- インドにおける電子製造業の状況について、「限られた」水準でしか認知がありません。現状においては、民生電子機器/IT/携帯通信産業との強い結びつきがあるものの、結びつきの強さは、関与する顧客に依存している利害関係者とともに変わります。換言すると、ESDMが何を表わしているのかという「共通理解」が欠如しています。そのため、認知度は、民生電子機器/IT/携帯通信産業についてのみ制限されます。ESDMには、「情報及び放送」「戦略的電子機器」「医療電子機器」「太陽光発電分野」「部品」といった、ESDMという文脈では理解しづらい5~6つの主要事業領域があります。上述の結びつきが弱いことには二つの理由があります。
 - これらの領域への決定的な関与の欠如
 - 其々の産業の隆起に関して利害関係者への意思疎通がなされていない。

目 標

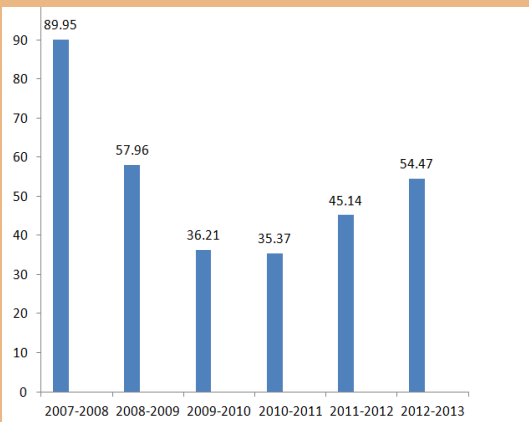
異なるセグメントがESDMを理解するためには、ニーズについて複雑性(幅と深さ)を有していることから、本研究は、2つの異なる方向性を持ったコミュニケーション(情報発信)を図るべき、と提案しています。

...10ページに続く

インドの輸入 (HS Code 900110)

東及びケーブル光ファイバー輸入元 トップ5

2007-2008	2008-2009	2009-2010
中国	中国	中国
日本	日本	日本
米国	米国	米国
ドイツ	ドイツ	インドネシア
韓国	英国	英国
2010-2011	2011-2012	2012-2013
中国	中国	中国
日本	日本	日本
ドイツ	英国	英国
米国	ドイツ	イタリア
韓国	韓国	米国



(単位：百万ドル)

政府政策の詳細については是非以下のWebからご参照下さい。

ESDM page on

www.deity.gov.in/esdm

編集委員会メンバー

Chief Editor : Dr. Ajay Kumar, Jt. Secretary, DeitY
 Editor : Sh. Akhilesh Saurikhia, Consultant
 Member : Dr. Debashis Dutta, GC, DeitY
 Member : Sh. Akhila Chandra Jha, DDG, DGFT
 Member : Sh. G. Prasad, Scientist E, MNRE
 Member : Sh. S.K. Marwaha, Addl. Dir., DeitY
 Member : Dr. R. C. Chopra, Sr. Advisor, CII

....9 ページから

- レベル 1: 政府が支援するシングルウィンドウによる解決策の存在をアナウンスすること(広域放送:幅)。すなわち、プレス/TV ビジネスチャンネル等のマスメディアを通してこれを実施。
- レベル 2: 直接・接触して関与すること(1対1)を通して、各種の利害関係者/投資家へ関与すること(限定放送:深さ)。すなわち、ウェブサイト、提携冊子、トレードフェア等を活用。

2つの異なる方向性からのアプローチが、電子機器製造業及びインド産製品の消費の可能性に関するボトムラインを引き上げることにつながると期待されています。二つのアプローチの目的は、機能性を考えるとユニークなものといえます。

広域放送のアプローチは、利害関係者への絶え間ないメッセージを伝達するために活用され、限定放送のアプローチは、利害関係者の具体的な条件や見通しを述べるために活用されるでしょう。

目標への道のり

コミュニケーション(情報発信)には、中核目標となるグループにおいて「グローバルインド電子産業を変革するためにも石垣(DNA)を築く」ものとして、ESDM ブランドを誘引し、関連付け、強化することを期待されています。

メディアは目的によって活用されます。一般的に、この目的は、次の3つのタイプに分類されます。

- 利害関係者を誘引する：この目的を達成するために、広告(新聞、電子メディア)及び広報活動(トレードフェア、セミナー、会議、ロードショー)等が活用されます。
- 利害関係者を関連付ける：このタスクを実行するために、各人に向けた提唱(オピニオンリーダー、特定の対象に向けたショー、ロコミ)及びダイレクトマーケティング(新聞、メールマガジン、検索エンジン)等が活用されるべきです。
- 関連を強化する：この目的を達成するためには、政府によるインセンティブ付与(シングルウィンドウ・クリアランスの枠組み、献身的な関係を持つ高官)が最良の方法です。

電子機器・情報技術局(DeitY)は、上述の研究での主要提案を実施するためにメディア計画を準備するよう、NFDC に要請しました。CNA レポートの完全版コピーは、DeitY のホームページ www.deity.gov.in/esdm より入手可能です。

詳細は、電子機器・情報技術局(DeitY)コンサルタント、アキレシュ ソーリキアまでお問い合わせ下さい (Email: a.saurikhia@nic.in)